

# 国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau  
National Diet Library

論題 Title	第6章 サーキュラーエコノミーとグリーンウォッシング
他言語論題 Title in other language	Chapter 6 Circular Economy and Greenwashing
著者 / 所属 Author(s)	岸本 充生 (KISHIMOTO Atsuo) / 大阪大学 D3 センター教授・国立国会図書館客員調査員
書名 Title of Book	サーキュラーエコノミー 科学技術に関する調査プロジェクト報告書
シリーズ Series	調査資料 2025-5 (Research Materials 2025-5)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
刊行日 Issue Date	2026-3-23
ページ Pages	137-149
ISBN	978-4-87582-953-9
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	サーキュラーエコノミーの実現を阻害する社会的・倫理的課題である「グリーンウォッシング」について、その概念に関する発展の経緯をたどり、対策としての諸施策を述べる。

\* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

\* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

## 第6章 サークュラーエコノミーとグリーンウォッシュ

大阪大学 D3 センター 教授

国立国会図書館 客員調査員 岸本 充生

### 目 次

はじめに

I サークュラーエコノミー概念への批判とその実現を阻害するもの

1 公正な移行に向けて

2 規範の確立の証としての〇〇ウォッシュ

II グリーンウォッシュの登場と展開

1 グリーンウォッシュ概念の登場

2 日本におけるグリーンウォッシュ対応

3 グリーンウォッシュの3つのステージ

III グリーンウォッシュへの対応

1 EUの近年の対応

2 ライフサイクルアセスメント (LCA)

3 デジタル製品パスポート (DPP)

4 修理する権利

おわりに

## 【要 旨】

サーキュラーエコノミーの重要性は世界的に認識されるようになった。一方で、サーキュラーエコノミーに移行する際の社会的・倫理的な課題にこれまで目が向けられてこなかったことや、サーキュラーエコノミーの実現にとって障害となるグリーンウォッシュ（見せかけの環境配慮）についても注目が高まりつつある。国内外でグリーンウォッシュ概念が広まってきた経緯は、企業と消費者の間の静的なコミュニケーションから始まり、グリーンウォッシュ対策として増えたステークホルダーを巻き込む動的なマネジメントプロセスへ、そして近年は未来へのナラティブを伴うものへと発展している。グリーンウォッシュへの対応として、ライフサイクルアセスメント（LCA）やデジタル製品パスポート（DPP）といったツールやインフラが期待されており、関連して「修理する権利」についても今後、制度化が進むと思われる。

## はじめに

サーキュラーエコノミー（循環経済）概念は、経済成長と環境保護を両立させる国家戦略へと進化しており、これを牽引（けんいん）しているのが欧州連合（EU）である。欧州委員会は2015年に「EUサーキュラーエコノミー・パッケージ」として最初の行動計画を発表し、従来の「大量生産・消費・廃棄」のリニア（線形）型経済からの脱却を目指すことを宣言した<sup>(1)</sup>。さらに2019年には、2050年までに気候中立（温室効果ガス排出実質ゼロ）を達成することを目指した「欧州グリーンディール」を発表し、気候中立達成のための不可欠な要素としてサーキュラーエコノミーが位置付けられた<sup>(2)</sup>。2020年には新行動計画が策定され、製品の設計段階からの対応（その後、「持続可能な製品のためのエコデザイン規則（ESPR）」に発展）、サプライチェーン全体での情報の共有（これも、同規則の中で、「デジタル製品パスポート（DPP）」として具体化）、消費者の新しい権利としての「修理する権利」（その後、「修理する権利」に関する指令に発展）などが宣言された<sup>(3)</sup>。

サーキュラーエコノミーは、未来における在るべき社会像、すなわち、それ自体を目指すべき目標と捉えられることもあれば、持続可能な社会に至る手段、あるいは、持続可能な発展の概念を企業が実践するための具体的な手法と捉えられることもある。何よりもサーキュラーエコノミー自体の定義が定まっていないために<sup>(4)</sup>、目標か手段か、どちらの立場をとったとしても、ある企業活動やある製品がサーキュラーエコノミーに実質的に寄与しているのか、それが

\*本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和8（2026）年1月25日である。

- (1) “Closing the loop: Commission adopts ambitious new Circular Economy Package to boost competitiveness, create jobs and generate sustainable growth,” Dec.2,2015. European Commission Website <[https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip\\_15\\_6203](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_15_6203)>
- (2) “The European Green Deal: Striving to be the first climate-neutral continent,” Dec.11,2019. European Commission Website <[https://commission.europa.eu/strategy-and-policy/priorities-2019-2024/european-green-deal\\_en](https://commission.europa.eu/strategy-and-policy/priorities-2019-2024/european-green-deal_en)>
- (3) European Commission, “Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions: A new Circular Economy Action Plan For a cleaner and more competitive Europe,” COM/2020/98 final, 2020.3.11. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1583933814386&uri=COM:2020:98:FIN>>
- (4) Julian Kirchherr et al., “Conceptualizing the circular economy: An analysis of 114 definitions,” *Resources, Conservation and Recycling*, Vol.127, December 2017, pp.221-232. <<https://doi.org/10.1016/j.resconrec.2017.09.005>>

言葉だけの表面的なものであるのかが判別しづらいという課題があった。

本稿では、Iでサーキュラーエコノミーに対する、社会的・倫理的な側面が十分に取上げられていないという批判と、サーキュラーエコノミーの実現を阻害する現象として、上に挙げたような、実際に効果があるのかどうか分からない、さらには実質が伴っていない取組が見られることを指す「グリーンウォッシュ (greenwashing)」という概念を紹介する。IIでは国内外でグリーンウォッシュ概念が広まってきた経緯を振り返り、グリーンウォッシュ概念の発展を三段階で捉える見方を紹介する。IIIではグリーンウォッシュへの対応の観点から、EUの近年の政策動向に触れた後に、重要な事項として、ライフサイクルアセスメント (LCA)、デジタル製品パスポート (DPP)、修理する権利を取り上げる。最後に日本の直近の動向に触れつつ、展望を述べる。

## I サーキュラーエコノミー概念への批判とその実現を阻害するもの

### 1 公正な移行に向けて

サーキュラーエコノミー概念自体に対する学術的な批判も多くある。もともとは、抽象的であるために様々な解釈の余地があり、結果として実効性を失いつつあった持続可能な発展 (Sustainable development) 概念を、具体化するための概念として有力視されたものの1つがサーキュラーエコノミーであった (本報告書第1章参照)。しかし、サーキュラーエコノミーの定義を収集したキルヒヘル (Kirchherr) らは、得られた114の定義を分析した結果、持続可能な発展との関連性が弱いことを見いだした。さらに、定義の大半では、経済的繁栄が主要な目的として強調され、次に環境の質が挙げられており、社会的衡平性や将来世代への影響については、ほとんど言及されていなかったことを指摘した。また、消費者という立場さえあまり登場しないことも明らかになった<sup>(5)</sup>。キルヒヘル (Kirchherr) らが2023年に更新した同種の研究では更に多い221の定義を見いだした<sup>(6)</sup>。また、ザヴォス (Zavos) らはサーキュラーエコノミーに関する社会科学系の161の研究をレビューした結果、文化的・政治的・倫理的側面に関するテーマへの関心が比較的弱いために、批判的検討がかなり少なくなっていることを指摘している<sup>(7)</sup>。サーキュラーエコノミーが社会の仕組みの大きな変革を伴う試みであることを踏まえると、人文・社会科学系の研究アプローチがもっと注目される必要があるだろう。

こうしたギャップはサーキュラーエコノミーが、もともと持続可能な発展概念がそうだったように、マクロな概念として捉えられがちであるのに対して、実行主体として想定される企業活動や製品・サービスはミクロな概念であり、両者には大きなギャップがあることにも起因している。

パーヴィス (Purvis) らは、サーキュラーエコノミーへの移行が「公正な移行 (just transition)」であるべき、すなわち特定の個人や集団がその実施によって不均衡な影響を受けるなど、不正義を生み出したり、既存の不正義を悪化させたりしないように注意すべきであり、

(5) *ibid.*

(6) Julian Kirchherr et al., “Conceptualizing the circular economy (revisited): an analysis of 221 definitions,” *Resources, Conservation and Recycling*, Vol.194, July 2023, 107001. <<https://doi.org/10.1016/j.resconrec.2023.107001>>

(7) Stylianos Zavos et al., “The (missing) social aspect of the circular economy: a review of social scientific articles,” *Sustainable Earth Reviews*, Vol.7 No.11, April 2024. <<https://doi.org/10.1186/s42055-024-00083-w>>

サーキュラーエコノミーというパラダイムに「責任ある研究・イノベーション (Responsible Research and Innovation: RRI)」原則を統合する必要があると主張している<sup>(8)</sup>。具体的には、RRIに必要不可欠な4つの次元、すなわち、先見性 (Anticipation)、包摂性 (Inclusion)、応答可能性 (Responsiveness)、省察性 (Reflexivity) という側面を組み込むことで「責任あるサーキュラーエコノミー」とすべきであるとした。サーキュラーエコノミーへの移行では当然、雇用を失う人や職種も出てくるだろうし、低賃金や危険な労働現場、労働負荷の増大などによる労働者の搾取が起きる可能性もあり、そうした様々な影響を事前に予測し、適切な規制と監視を用意する必要がある<sup>(9)</sup>。すなわち、あらゆる立場の人や集団を「包摂」し、彼らへの潜在的な影響を「先見」し、必要な措置を「応答」し、これらが実践されているかについて常に「省察」する必要がある。

## 2 規範の確立の証としての〇〇ウォッシュ

サーキュラーエコノミーへの移行を阻害するものとしてグリーンウォッシュ (greenwashing) が挙げられる。ある規範が社会に定着すると、皆がそれを目標に掲げざるを得なくなり、実態と理想との間に乖離 (かいり) が生じる。こうして「〇〇ウォッシュ」<sup>(10)</sup>と呼ばれる事象が生じることになる。環境分野では、サーキュラーエコノミーやカーボンニュートラル、ネイチャーポジティブなどの環境規範を謳 (うた) っているにもかかわらず実態が伴っていない場合にその行為は「グリーンウォッシュ」と呼ばれる。リヨン (Lyon) とモンゴメリー (Montgomery) は、グリーンウォッシュを「組織の環境パフォーマンス、活動、又は製品について、人々に過度に楽観的な認識を抱かせるような誤解を招くあらゆるコミュニケーション」と定義している<sup>(11)</sup>。同様に、掲げられた規範と実際の間ギャップがあることは、AI (人工知能) に関する倫理的規範については「エシックスウォッシュ」<sup>(12)</sup>、持続可能な開発目標 (SDGs) については「SDGウォッシュ」、ESG (環境・社会・ガバナンス) 投資については「ESGウォッシュ」、ジェンダー平等については「ジェンダーウォッシュ」と呼ばれている。

グリーンウォッシュが生まれた要因をもう少し踏み込んで考察してみると、3つの背景が浮かび上がる。1点目は企業の社会責任 (corporate social responsibility) という考え方が定着してきたことである。つまり、法規制を遵守しているだけでは不十分で、企業活動そのものに責任や倫理といったものが求められるようになったことである。2点目はその上で、先に述べたように、サーキュラーエコノミーが、企業が遵守すべき規範の1つとして確立したことである。3点目は近年、環境問題への対処は事業者だけでなく、消費者や投資家にも求められるようになってきた点である。この3点目について補足すると、例えば、グリーン購入法 (「国等による環境物品等の調達に関する法律」平成12年法律第100号) は第5条 (事業者及び

(8) Ben Purvis et al., "A framework for a responsible circular economy," *Journal of Cleaner Production*, Vol.400, 10 May 2023, 136679. <<https://doi.org/10.1016/j.jclepro.2023.136679>>

(9) 例えば、「グリーンであること」と「安全であること」には何の相関もないはずだが、私たちは暗黙に両者を関連付けてしまいがちである。岸本充生「エネルギー技術のイノベーションと安全性確保」馬奈木俊介編著『エネルギー経済学』中央経済社、2014、pp.205-221を参照。

(10) 英語では、ウォッシングと表現されることが多いが、日本語ではこれまで「ウォッシュ」と呼ばれることが多かったため、本稿では日本語では「〇〇ウォッシュ」と表記する。

(11) Thomas P. Lyon and A. Wren Montgomery, "The means and end of greenwash," *Organization & Environment*, Vol.28 No. 2, March 2015, pp.223-249. <<https://doi.org/10.1177/1086026615575332>>

(12) エシックスウォッシュについては例えば、長門裕介「エシックス・ウォッシング—倫理が方便になるとき—」カテライアメリアほか編『ELSI入門—先端科学技術と社会の諸相—』丸善出版、2025、pp.84-97を参照。

国民の責務)において、「事業者及び国民は、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、できる限り環境物品等を選択するよう努めるものとする。」としている。これに対して、製品・サービスのレベルで、様々な環境ラベル（エコマーク、グリーン購入法適合ラベル、省エネラベル等多数）が制度化されている。機関投資家に対しても ESG 投資を促す公的文書が、金融庁や経済産業省、環境省などから多数公表されている。さらに、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）に基づき、具体的な企業内容の開示ルールや有価証券報告書のフォーマットなどを定めた「企業内容等の開示に関する内閣府令」（昭和 48 年大蔵省令第 5 号）の 2023 年改正によって、有価証券報告書等において、「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄が新設され、企業は気候変動対策を含むサステナビリティ情報の開示が求められることになった<sup>(13)</sup>。

グリーンウォッシュは、環境配慮を行っているかのような誤った情報を提供することによって、消費者や投資家の意思決定をゆがめることでサーキュラーエコノミーの達成を阻害するものと位置付けられる。一方で、グリーンウォッシュの存在はサーキュラーエコノミーという規範が社会に確立されたことの裏返しと見ることもできる。

## II グリーンウォッシュの登場と展開

### 1 グリーンウォッシュ概念の登場

グリーンウォッシュ(英語だと Greenwashing)という言葉は 1986 年に環境保護活動家ジェイ・ウェスターベルト (Jay Westerveld) によって、環境に優しいという意味の「グリーン」と、真実を隠蔽・歪曲(わいきょく)する「ホワイトウォッシュ (whitewashing)」を組み合わせで作られた造語とされる<sup>(14)</sup>。1999 年にはオックスフォード英語辞典に新語として掲載された。

グリーンウォッシュという言葉には 2000 年初め頃に最初のブームがあったとされる。その後、2010 年代半ばには、『グリーンウォッシュ後』と題する書籍<sup>(15)</sup>や「グリーンウォッシュの終焉」という論文<sup>(16)</sup>などが出版され、環境ラベル等の定着によって事態は収まったかと思われた。しかし、2021 年に開催された COP26 (国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議) をグレタ・トゥーンベリ (Greta Thunberg) が「グリーンウォッシングの祭典」と twitter (現 X) 上で批判した<sup>(17)</sup>ように、近年の ESG 投資やネットゼロ目標などの登場によって再びグリーンウォッシュへの言及が増えている。これは後述するグリーンウォッシュ 1.0 からグリーンウォッシュ 2.0 への発展を反映していると解釈できる。つまり、現在見られるグリーンウォッシュは、以前のグリーンウォッシュへの対策として登場したステークホルダーや各種制度を前提としたものであり、ウォッシュの構造の複雑さが増していることが特徴である。図 1 には英語でのグリーンウォッシュ (greenwashing) を含む論文数の推移を示した。2009 年に小さなピークがあり、一旦減ったものの、2020 年以降、爆発的に増加している様子がうかがえる。

(13) 金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令 (令和 7 年内閣府令第 23 号)

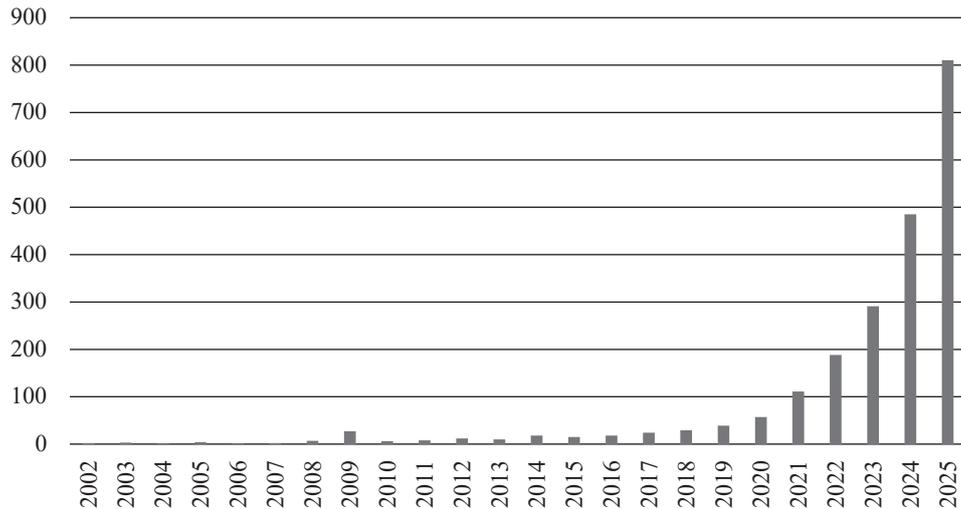
(14) Alice Myers, "Greenwashing," 2024. EBSCO Knowledge Advantage Website <<https://www.ebsco.com/research-starters/marketing/greenwashing>>

(15) Frances Bowen, *After Greenwashing: Symbolic Corporate Environmentalism and Society*, Cambridge: Cambridge University Press, 2014.

(16) Lyon and Montgomery, *op.cit.* (11)

(17) Greta Thunberg (@GretaThunberg) 2021.11.4, 16:20 UTC. X <<https://x.com/GretaThunberg/status/1456295342253740037>>

図1 2000年以降の“greenwashing”を含む論文数の推移

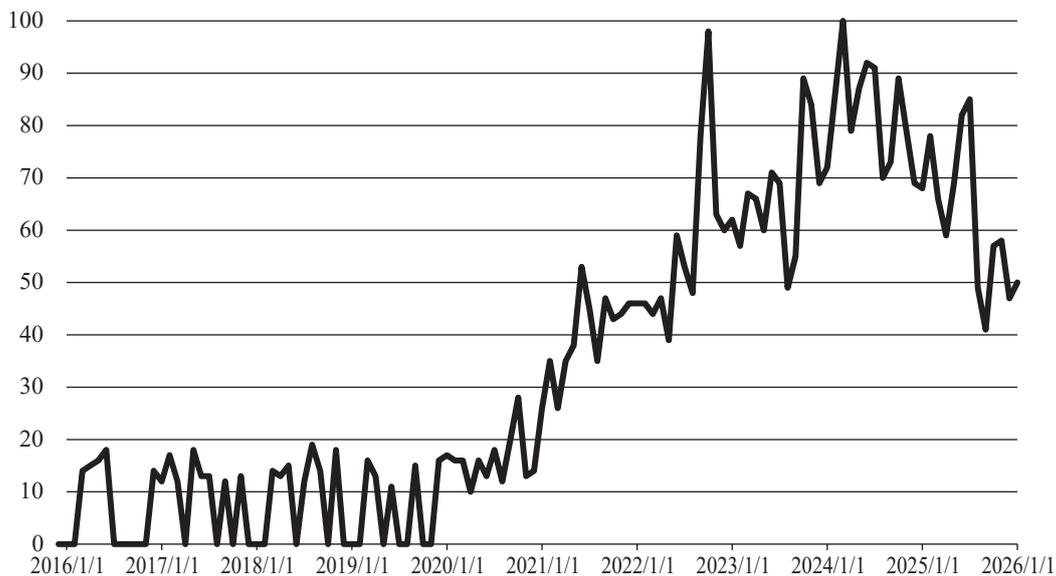


(出典) Web of Science Core Collection での検索結果を基に筆者作成。

## 2 日本におけるグリーンウォッシュ対応

日本においても、カタカナ語としての「グリーンウォッシュ」という言葉は近年、人口に膾炙（かいしゃ）しつつある<sup>(18)</sup>。図2には10年間のウェブ検索のトレンドを示した。2016年以前はほぼゼロであり、2020年以降に伸びていることが分かる<sup>(19)</sup>。この理由の1つに下記の金融庁と消費者庁の動きがある。グリーンウォッシュは外来語であるため、2016年以前に使われていなかったからといって、グリーンウォッシュに相当する行動がなかったことを意味するわ

図2 ウェブ検索を対象とした日本での「グリーンウォッシュ」10年間の推移



(注) 縦軸は0~100の相対的な尺度を表示している。

(出典) Google Trends を利用して2016年1月1日から2026年1月1日までを検索。

(18) 不当な環境表示に対する取組自体は（グリーンウォッシュという言葉を使わず）以前から環境省等で行われていた。環境省が2013年に発表した「環境表示ガイドライン」は企業が消費者に向けて自社の事業活動における環境情報を提供する場合の注意点を掲載したものである。

(19) 2024年には学術誌『環境情報科学』53巻4号が「特集：グリーンウォッシュを考える」を掲載している。環境情報科学センターウェブサイト <[https://www.ceis.or.jp/magazine\\_latestissue5304.html](https://www.ceis.or.jp/magazine_latestissue5304.html)>

けではない。

金融庁は、ESGを掲げるファンドが国内外で増加しており、それらの「運用実態が見合っていないのではないかと懸念」があるため、これを「グリーンウォッシング問題」として取り上げ、2023年にはパブリックコメントを経て「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正した<sup>20</sup>。「ESG考慮に関する留意事項（VI-2-3-5）」という項目が新たに設けられ、投資家の誤認防止のため、交付目論見書の「ファンドの目的・特色」などに、ESGの具体的な内容を含む投資戦略やポートフォリオ構成、それらの達成状況、参照指数などを明記し、それらの定期開示を行うことなどが記載された。

2025年には消費者庁が、国境を越えた不正な取引行為を防止するための取組を促進する国際ネットワークであるICPEN<sup>21</sup>に合わせて実施している「詐欺防止月間」のテーマを「グリーンウォッシュ（Greenwashing）」とした<sup>22</sup>。消費者庁は、サーキュラーエコノミーの実現において、消費者が果たすことができる役割は大きいと考え、「エシカル消費」や「サステイナブルファッション」を含むグリーン志向の消費行動をとることを推進しており、グリーンウォッシュ問題に対処することの重要性を認識している。

消費者白書の令和7年版においても、第1部第2章「【特集】グリーン志向の消費行動～消費から変えていく、私たちの生活と地球環境～」のコラムの1つ「グリーンウォッシュの問題点と現状」で、グリーンウォッシュがまん延することの問題点は、環境に配慮した商品かどうかを、消費者が見分けられなくなるところにあり、「本当に環境に配慮した商品であっても正しく評価されないような市場の形成につながるおそれがあり、ひいては持続可能な社会の形成の阻害にもつながる可能性」があることや、海外での規制動向を踏まえると、「日本企業の競争力の低下にもつながるおそれがある」ことが指摘されている<sup>23</sup>。現時点で明示的なグリーンウォッシュ規制がない日本においても、科学的な裏付けを持たずに環境に配慮していることをアピールする等の広告手法は、「優良誤認」のように、景品表示法による規制の対象となる可能性があるほか、消費者からの批判を招き、その結果、不買運動等につながることも指摘されている<sup>24</sup>。

実際、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）は第5条（不当な表示の禁止）において、「商品又は役務の品質、規格その他の内容」について優良誤認を引き起こし、「一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの」を禁止している<sup>25</sup>。消費者庁は2022年12月に、生分解性を謳うプラスチック製品（カトラリー、ストロー、カップ等、釣り用の疑似餌、ゴミ袋及びレジ袋、エアガン用BB弾）の表示が景品表示法に違反する、すなわち優良誤認であると認められたことから、販売事業者10社に対して措置命令を行い、その後そのうちの2社については課徴金納付命令が

20) 金融庁「ESG投信に関する「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について」2023.3.31. <<https://www.fsa.go.jp/news/r4/shouken/20230331-2/20230331-2.html>>

21) ICPENは「アイスペン」と呼ばれ、International Consumer Protection and Enforcement Network（消費者保護及び執行のための国際ネットワーク）の略称である。

22) 「ICPEN詐欺防止月間（2025年）」消費者庁ウェブサイト <[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_research/international\\_affairs/icpen\\_2025](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/international_affairs/icpen_2025)>

23) 「グリーンウォッシュの問題点と現状」消費者庁『令和7年版消費者白書』2025, p.110. <[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_research/white\\_paper/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/white_paper/)>

24) 同上

25) 小畑徳彦「景品表示法によるグリーンウォッシュの規制」『環境情報科学』53巻4号, 2024.12, pp.5-9.

発出された<sup>26)</sup>。

### 3 グリーンウォッシュの3つのステージ

モンゴメリー (Montgomery) らは近年のグリーンウォッシュを理解するために、同著者らが2015年に発表した論文以降、2022年までに公表された156本の論文をレビューした結果、グリーンウォッシュに関する議論を、1.0 (消費者への静的コミュニケーション)、2.0 (ステークホルダー・課題・仲介者の動的マネジメント)、3.0 (未来についてのナラティブの創造) に分けられるとした<sup>27)</sup>。

#### (1) グリーンウォッシュ 1.0

この段階では、グリーンであるというメッセージは、企業から主に消費者に向けた一方向のプロセスであり、企業と消費者、そして監視役としてのNGOの三者から成り、消費者の誤解を招くマーケティングを行うことがグリーンウォッシュの中心テーマとなっている。研究テーマとしては、企業が対象となる消費者を誤解させるグリーンウォッシュのモデルの精緻 (せいち) 化と、そのメカニズムの解明である。こうした「手段」に関する研究は豊富にある。新たに浮上したテーマとして、従来当然の前提とされてきた次の2つの問いが挙げられている。1つは、グリーンウォッシュが実際にそれを実践する企業に利益をもたらすのかという問いである。もう1つはグリーンウォッシュが実際に社会にとって有害なのかという問いである。前者についてはまだまだ実証分析が足りない状況であるが、後者に関しては必ずしも有害な影響だけでなく、当初はグリーンウォッシュを行っていたが、透明性に関する規範が強化された結果、パフォーマンスの向上を強いられ、結果として主張と行動の「再結合」がもたらされるという可能性もある。

#### (2) グリーンウォッシュ 2.0

グリーンであること、さらには持続可能な発展やサーキュラーエコノミーへの関心が高まるにつれて、情報のやり取りに関与するステークホルダーが、従業員、投資家、政府、サプライチェーンと拡大し、かつ動的で双方向的な関係性が生じるようになり、グリーンウォッシュの形態にも変化が見られ、そのことが研究動向にも影響を与えた。文献レビューから次の3つのテーマが浮かび上がったという。

1つ目は、投資家や環境活動家、顧客や業界団体など様々なステークホルダーの圧力が当該企業のグリーンウォッシュ行動に与える影響への注目である。そういった複雑で動的な状況下では、ステークホルダーから不利なレッテルを貼られたりするのを避けるため等の理由から、企業が自らの環境パフォーマンスを過小評価する「ブラウンウォッシュ」も見られるようになったが、こうした行動に関する理論的な分析はまだ十分ではない。

2つ目は、新たなプレーヤーとして重要性を増している情報仲介機関の役割である。政府、

<sup>26)</sup> 「マルキュー株式会社に対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について」2023.10.5. 消費者庁ウェブサイト <<https://www.caa.go.jp/notice/entry/034955/>>; 「株式会社東京マルイに対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について」2024.2.22. 同 <<https://www.caa.go.jp/notice/entry/036443/>>

<sup>27)</sup> A. Wren Montgomery et al., “No End in Sight? A Greenwash Review and Research Agenda,” *Organization & Environment*, Vol.37 No.2, pp.221-256. <<https://doi.org/10.1177/10860266231168905>> 本論文の日本語での解説は、東健太郎「経営学研究におけるグリーンウォッシュの展開」『環境情報科学』53巻4号, 2024.12, pp.29-33を参照。

NGO、メディアはもちろん、規格・認証機関など多様な主体が関係している。企業はこれらの仲介機関が生成する情報に対しても、その基準や評価方法の策定などへ影響力を行使することにまで乗り出している。環境認証や環境ラベル、ESG投資、環境格付けなどを含むこれらの情報はもともとグリーンウォッシュ1.0に対処するために登場したのであるが、これらまでがグリーンウォッシュの標的や対象となっているのである。

3つ目は、その他の新しい課題の出現である。例えば、企業が社会に対して行っている環境アピールと矛盾した目的のロビー活動を裏で行っているような新たな形態のグリーンウォッシュや、ジェンダーや人種といった社会正義への取組を装う「ウォークウォッシュ」等の様々な「〇〇ウォッシュ」の新形態の出現などが挙げられる。これらのテーマはいずれも変化の途上であり、最も研究の蓄積の多いグリーンウォッシュが参照されることになるだろう。

### (3) グリーンウォッシュ 3.0

近年のグリーンウォッシュへの関心の高まりは、ESG投資と企業による「ネットゼロ」公約が後押ししている。ESG投資と財務パフォーマンスに関する研究が多くなされているが、グリーンウォッシュと絡めた研究はまだ少ないという。ESGのE（環境）にも含まれる、企業による「ネットゼロ」公約は、未来に関する約束という意味で、現時点ではステークホルダーにとってはそれが信用に値するものか、あるいはグリーンウォッシュであるのかどうかの検証ができない。もし后者であるならば、これらは「フューチャーウォッシュ」とも呼ばれる新形態のグリーンウォッシュといえるだろう。

## Ⅲ グリーンウォッシュへの対応

グリーンウォッシュに対処するためには、法的拘束力のある規範が必要であるものの、その前提として、主張と実態との間のギャップ（の大きさ）を可視化できるためのツールも同時に必要となる。ここでは、そうした法規制の対応の例として、①近年のEUの政策的取組を、そして、サーキュラーエコノミーのための可視化ツールとして、②ライフサイクルアセスメント（LCA）と、③デジタル製品パスポート（DPP）を、消費者にとっての新しい権利としての、④「修理する権利」を取り上げる。

### 1 EUの近年の対応

欧州議会と理事会は2024年6月、グリーンウォッシュを取り締まるための規制、正式名称「不公正な慣行からのより良い保護及びより良い情報提供を通じたグリーン移行のための消費者エンパワーメントに関する指令」を採択した<sup>(28)</sup>。グリーンウォッシュという言葉自体は前文にしか出てこないが、「誤解を招く環境主張」という文言にカッコでグリーンウォッシュ（正確にはgreenwashing）と書かれている。消費者が製品について誤解する可能性のある主要特性リストに、環境的・社会的な特性や、耐久性・修理可能性・リサイクル可能性などを含む「循環性

(28) “Directive (EU) 2024/825 of the European Parliament and of the Council of 28 February 2024 amending Directives 2005/29/EC and 2011/83/EU as regards empowering consumers for the green transition through better protection against unfair practices and through better information (Text with EEA relevance)” <<https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2024/825/oj>> 本稿での日本語訳は筆者による。

側面 (circularity aspects)」が追加された (旧法の第6条第1項、新法の第1条(2)(a))。また、カーボンニュートラルやネットゼロといった将来のパフォーマンスに関わる主張が増えていることから、「測定可能かつ期限付きの目標… (中略) …を含み、独立した第三者専門家によって定期的に検証されその結果が消費者に公開される、詳細かつ現実的な実施計画に明記された約束であって、明確かつ客観的で公的に利用可能かつ検証可能である約束を伴わずに、将来の環境パフォーマンスに関連する環境主張を行うこと」が、消費者による誤解を招く商業的慣行のリストに追加された (旧法の第6条2項、新法の第1条(2)(b))。

また、一般的な環境主張、例えば、「環境に優しい」、「エコフレンドリー」、「グリーン」、「自然の友」、「エコロジカル」、「環境的に正しい」、「気候に優しい」、「カーボンフレンドリー」、「エネルギー効率的」、「生分解性」、「バイオベース」又は優れた環境性能を示唆若しくは印象づける類似の表現についても、それらを実証できない場合は禁止される (旧法では附属書I、新法では前文(9)及び附属書)。また、色や画像などの暗黙の主張と組み合わせられた場合でも、同様である。

## 2 ライフサイクルアセスメント (LCA)

ある製品やサービスが「環境に優しい」のかどうかは、その製品やサービスだけに注目しても分からない。「ゆりかごから墓場まで」と言われるように、その原材料の採掘や運搬から、製造プロセス (場合によっては製造装置の製造プロセス)、消費段階、そして廃棄、あるいはリユース、リサイクルまで、いわゆる製品ライフサイクル全体を観察する必要がある。科学的なアプローチに基づくライフサイクルアセスメント (LCA) は、グリーンウォッシュ対策として期待されている<sup>(29)</sup>。しかし、評価目的によってスコープや方法が異なることから、LCA自体がグリーンウォッシュに利用されることもあり得る。まさにグリーンウォッシュ2.0である。

LCAの基本原則は、ISO 14040<sup>(30)</sup>の第4章に整理されており、LCAは先に挙げたEU指令を具体化するために活用されることも期待されている。LCAの手順は4つのステップ、すなわち、目的と調査範囲の設定、インベントリー分析、影響評価、そして結果解釈からなる<sup>(31)</sup>。インベントリー分析とは、対象製品のライフサイクルの各段階でどのような資源が投入され、どのような環境負荷物質が排出されるのかを全て洗い出し、定量化し、インベントリー表を作成するプロセスである。影響評価では、それぞれのインベントリー項目を、関連する環境影響 (インパクト) に関連付けた後は、地球温暖化指数 (GWP) といった科学的な基礎付けのある「特性評価」と、経済評価などを用いて単一指標を得るための「重み付け」の二段階で実施する。ISO 14040では前者 (特性評価) は必須とするが、価値判断が入る後 (重み付け) は任意としている。消費者に対して、製品間の明確な比較をしたい場合は重み付けが必要となるが、恣意的な重み付けがなされるような場合はグリーンウォッシュが可能となってしまう。

同じ機能を有する製品間の比較を可能にする評価手法として、環境ラベルタイプⅢがISO

(29) 伊坪徳宏「グリーンウォッシュ対策としてのライフサイクルアセスメントと関連方法」『環境情報科学』53巻4号, 2024.12, pp.52-57.

(30) International Organization for Standardization, “ISO 14040:2006 Environmental management — Life cycle assessment — Principles and framework,” 2006.7. 本規格は、JIS Q 14040「環境マネジメント—ライフサイクルアセスメント—原則及び枠組み」としてJIS化されている。

(31) 玄地裕「脱炭素技術のライフサイクルアセスメント」国立国会図書館調査及び立法考査局『脱炭素社会の技術と諸課題—科学技術に関する調査プロジェクト2021報告書—』(調査資料2021-5) 国立国会図書館, 2022, pp.131-142. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/12202238>>

14025として制度化されている<sup>32)</sup>。ある製品と同一の機能をもつ競合の製品に対する優越性又は同等性に関する環境主張、すなわち比較主張を行うために、当該製品に関して利害関係者の参画による製品カテゴリールール（PCR）をあらかじめ策定し、これに沿って評価した上で、第三者パネルにより検証を受ける必要がある。このように非常に手間がかかることが課題となっている。なお、カーボンフットプリント（CFP）はLCAの手法を用いて、その中の「温室効果ガス（GHG）排出量」に特化して算定・表示するものであり、カーボンの温室効果だけにフォーカスするために先に示した「重み付け」は必要ない。CFPはLCAの一部を取り出したものとも言える。カーボンニュートラルを実現するためにはCFPを可視化することが前提であるが、カーボン以外の環境影響も考慮する包括的なLCAとカーボンニュートラル目標が矛盾してしまう可能性があることに注意すべきである。

さらに、I1で指摘したように、LCAにおいても、環境影響のマクロな集計値（E-LCA）だけでは捉えられない社会的影響を補完する必要があることも既に指摘されている。2009年に国連環境計画（UNEP）が中心となり、ソーシャルLCA（S-LCA）のガイドラインが公表され、2020年に改訂された<sup>33)</sup>。ISO 14040と同様の4段階で構成されるが、製品のライフサイクルに関わる人々を6つのステークホルダーカテゴリー、すなわち、労働者、地域コミュニティ、バリューチェーン関係者（消費者を除く）、消費者、子ども、社会に分類し、それぞれへの社会的な影響をリスクとして報告する仕組みになっている<sup>34)</sup>。

### 3 デジタル製品パスポート（DPP）

サーキュラーエコノミーの実現のためには、製品の原材料調達から製造、流通、廃棄、リサイクルまでの製品ライフサイクル全体を通じた環境負荷が可視化されている必要があり、そのためには製品のバリューチェーンを通して、製品にQRコードやNFCタグを付与することで製品に関する情報が伝達されることが不可欠である。デジタル化によりこうした取組が技術的に容易になったこともあり、EUでは2024年7月に施行された、いわゆるエコデザイン規則（ESPR）<sup>35)</sup>において「デジタル製品パスポート（DPP）」を情報要件として導入した（本報告書第1章及び第4章参照）。DPPは製品に付随するデジタル書類であり、ライフサイクル情報を一元的に管理・共有する仕組みである。規制内容は、製品カテゴリごとに順次作成されることになっており、EUではまず2026年の電池（バッテリー）を皮切りに、鉄鋼、繊維・衣料、電子機器などから義務化・普及を進め、他産業へ水平展開されていくとみられる。

EUでは2023年には「電池（バッテリー）規則」<sup>36)</sup>が採択・施行された（本報告書第3章参照）。

<sup>32)</sup> International Organization for Standardization, “ISO 14025:2006 Environmental labels and declarations — Type III environmental declarations — Principles and procedures,” 2006.7.

<sup>33)</sup> United Nations Environment Programme, “Guidelines for Social Life Cycle Assessment of Products and Organizations 2020,” 2020. <<https://wedocs.unep.org/20.500.11822/34554>>

<sup>34)</sup> United Nations Environment Programme, “Methodological Sheets for Subcategories in Social Life Cycle Assessment (S-LCA) 2021,” 2021.12. Life Cycle Initiative Website <<https://www.lifecycleinitiative.org/library/methodological-sheets-for-subcategories-in-social-life-cycle-assessment-s-lca-2021/>>

<sup>35)</sup> “Regulation (EU) 2024/1781 of the European Parliament and of the Council of 13 June 2024 establishing a framework for the setting of ecodesign requirements for sustainable products, amending Directive (EU) 2020/1828 and Regulation (EU) 2023/1542 and repealing Directive 2009/125/EC (Text with EEA relevance)” <<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2024/1781/oj/eng>>

<sup>36)</sup> “Regulation (EU) 2023/1542 of the European Parliament and of the Council of 12 July 2023 concerning batteries and waste batteries, amending Directive 2008/98/EC and Regulation (EU) 2019/1020 and repealing Directive 2006/66/EC (Text with EEA relevance)” <<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2023/1542/oj/eng>>

本規則の主要な目的は、電池が環境に及ぼす悪影響を防止し軽減することと、廃電池の発生及び管理が環境に及ぼす悪影響を防止し軽減することにより、環境及び人の健康を保護することとされた。そのために、EU市場における電池（バッテリー）の持続可能性、安全性、表示、マーケティング及び情報に関する要件を定め、事業者に対してデューデリジェンス義務、すなわちサプライチェーン全体で生じ得る人権（児童労働や劣悪な労働環境など）や環境（水、土壌、生物多様性への影響）へのリスクを把握し、それらを防止・軽減する対策を講じる義務を課した。また、2027年2月18日以降に市場に流通させるか使用を開始する全ての軽量輸送手段（電動自転車や電動キックボードなどの短距離移動用の電気駆動の車両）用電池、産業用電池（容量2kWh超）、及び電気自動車用電池には電子記録（これをバッテリー・パスポートと呼ぶ）を添付しなければならないとされた。これにはデューデリジェンスに関する情報やカーボンフットプリント（CFP）情報も記録される。

#### 4 修理する権利

「修理する権利（Right to Repair）」は、消費者が購入した製品（スマートフォン、家電、自動車など）が故障した際に、自分自身や信頼できる第三者に依頼して修理することができる権利を指す。サーキュラーエコノミーの実現のために、メーカーが修理に必要な技術や情報を独占し、消費者に買替えを促す構造（「計画的陳腐化」）を断ち切り、修理して長く使い続けることで廃棄物の削減など、環境負荷の低減に資することを目指している。欧州と米国でそれぞれ法制化が進んでいるが、両者の背景は少し異なっている。米国ではカリフォルニア州などの幾つかの州で自動車や家電製品を対象に、消費者運動やDIY文化を背景に「修理する権利」の法制化が推進されているのに対して、欧州ではサーキュラーエコノミーの文脈で「修理する権利」が推進された。

2024年6月、EUでは「修理する権利」に関する指令<sup>(37)</sup>が公布された<sup>(38)</sup>。加盟国は2026年7月末までにその規定を国内法化する必要がある。目的は、消費者保護と環境保護の高度な水準を確保しつつ、EU市場の適切な機能に寄与することとされた。第5条において製造者の「修理する義務」が定められており、加盟国は消費者の請求に基づき、附属書IIに定める製品（洗濯機、食器洗浄機、冷蔵庫、ディスプレイ、掃除機、携帯電話など）について、製造者が無償又は合理的な価格で修理を行うことを確保しなければならないとされた。ただし、修理が不可能な場合には製造者は修理義務を負わないとされる。

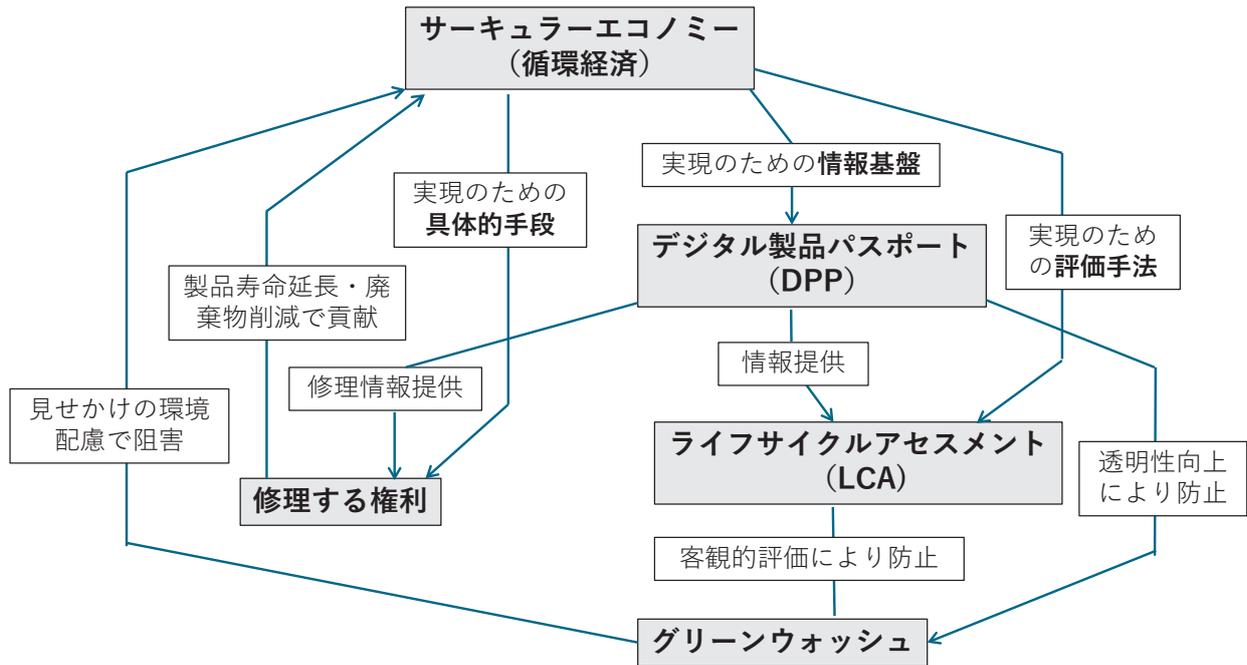
#### おわりに

最後に本稿の重要キーワードの関係を整理したい。図3は、キーワードの相関図であり、これを手掛かりに俯瞰する。本稿は、サーキュラーエコノミーを阻害する代表的なものとしてグリーンウォッシュを取り上げた。そしてサーキュラーエコノミー実現のための評価手法である

(37) “Directive (EU) 2024/1799 of the European Parliament and of the Council of 13 June 2024 on common rules promoting the repair of goods and amending Regulation (EU) 2017/2394 and Directives (EU) 2019/771 and (EU) 2020/1828 (Text with EEA relevance)” <<https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2024/1799/oj/eng>>

(38) 芦田淳「【EU】「修理する権利」に関する指令の制定」『外国の立法』No.301-1, 2024.10, pp.14-15 及び本報告書第4章を参照。

図3 本稿における重要キーワード間の関係



(出典) 筆者作成。

ライフサイクルアセスメント (LCA) と情報基盤であるデジタル製品パスポート (DPP) はそのままグリーンウォッシュ対策になりうる。修理する権利はグリーンウォッシュ対策とは直接関係ないが、サーキュラーエコノミーの実現のための具体的手段の1つであり、デジタル製品パスポート (DPP) とも密接に関係し、今後、日本国内でも議論が始まると想定される。

日本ではグリーンウォッシュという概念はようやく広く知られ始めた。環境省が景品表示法の「環境表示ガイドライン」を改訂すべく、「令和7年度環境表示のあり方に関する検討会」を開催しており、本稿が公開される頃にはガイドラインが改訂されている見込みである。「環境表示ガイドライン」は2008年に策定され、2013年に改訂され、今回は13年ぶりの改訂となる。2025年9月に開催された第1回検討会<sup>(39)</sup>では環境省資料の中に、「グリーンウォッシュ (green washing) とは」というスライドが含まれており、グリーンウォッシュ対策という前提が確認されている。引用された消費者意識調査からは、グリーンウォッシュ又はグリーンウォッシングという言葉の知名度は25%程度ということであった。今後、様々なグリーンウォッシュ対策が推進される中で、知名度も上がっていくのではないだろうか。

(きしもと あつお)

(39) 環境省大臣官房環境経済課「環境表示を巡る最近の動向について」(令和7年度環境表示のあり方に関する検討会(第1回) 配布資料3) 2025.9.29. <[https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/page\\_00094.html](https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/page_00094.html)>